

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」管理運営業務公募型プロポーザル 質問回答表

No	該当資料	頁	質問内容	回答
6	応募要領	2	6 -(7) 運営実績について 弊社は、保育事業を展開しており、東京を中心に神奈川・千葉などで運営している認可保育所・東京都認証保育所等の保育施設があります。 この場合、応募要領 P 2 - 6 -(7)にある児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく地域子育て支援拠点事業又は児童発達支援の運営実績に当てはまるのかを教示願います。	応募要項に規定している「児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業又は児童発達支援」とは、具体的には、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める「地域子育て支援拠点事業」及び児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に定める「児童発達支援」を行う障害児通所支援事業を意味します。 よって、参加資格を満たすためには、上記 2 事業のうちのいずれかの運営実績が必要であり、認可保育所の運営実績のみでは、参加資格を満たさないこととなりますので御留意ください。